

平成31年度かながわ県民センターフロアマット広告掲載募集要項

1 広告媒体名称

かながわ県民センターフロアマット広告

2 広告掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

3 広告掲載場所

かながわ県民センター1階正面玄関入口のマット3枚のうちいずれか1枚（図1）

※ 複数のマットを申し込むことも可能です。

4 設置するフロアマット

フロアマットの規格は、縦1,200mm×横1,800mm 横長(防炎性)とし、原則として週1回交換すること。

5 広告掲載料

フロアマット 1枚 年額 64,800円 消費税及び地方消費税を含む。

※ 行政財産の使用許可に係る使用料が別途かかります。

(例：1枚1年申込の場合11,695円。複数枚申込される場合は金額が異なることがあります。)

※ 平成31年10月1日に予定されている消費税の税率の改正に伴い、上記の広告掲載料は増額となる場合があります。予めご了承ください。

6 広告掲載申込方法

広告掲載希望者は、かながわ県民センターホームページ

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kemmincentertop.html>)より広告掲載申込書・行政財産一時使用許可申請書入手し、必要事項を記載の上、応募期限(必着)までに郵送または直接提出にて申込み願います。

7 応募期限

平成31年3月10日(日)の午後5時15分(必着)

8 広告主等の決定方法

応募資格、広告内容等について、神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に基づき審査・決定します。

なお、申込者が複数あるときは、公開抽選により広告主等を決定します。

9 広告事業関連規定の遵守

- ・ 神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に定める事項について遵守願います。
- ・ 広告作成、掲出及び撤去にかかる全ての費用は、広告主等にご負担いただきます。

(参考：かながわ県民センターの概要)

- ・ 所在地／横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
- ・ 開館日／9時から22時(休館日：12月29日～1月3日 その他臨時休館日有り)
- ・ 年間利用者数／約81万人(平成29年度の入庁機関・会議室等の利用者数)
- ・ 主な利用者／NPO・ボランティア団体関係者を中心に一般県民も利用

提出・問い合わせ先

かながわ県民活動サポートセンター 運営サービス課 大熊

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階

電話 045-312-1121 内線 2812